

広域連合だより

発行 後志広域連合 総務課
〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466
ホームページ <http://www.shiribeshi-kouiki.jp/>

第19号 平成29年3月

平成29年第1回後志広域連合議会定例会を開催

平成29年2月27日、倶知安町のホテル第一会館において、平成29年第1回後志広域連合議会定例会が開催されました。

冒頭に山崎広域連合長から新任の挨拶が行われ、引き続き平成29年度行政執行方針が述べられました。

議案の審議では、第3次後志広域連合広域計画の策定、条例の一部改正2件、平成28年度補正予算3件、平成29年度各会計予算3件が審議され、いずれの案件も原案のとおり可決されました。

◇ 審議された議案と結果

議案第1号	第3次後志広域連合広域計画の策定について	原案可決
議案第2号	後志広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第3号	後志広域連合地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第4号	平成28年度後志広域連合一般会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第5号	平成28年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第6号	平成28年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第7号	平成29年度後志広域連合一般会計予算	原案可決
議案第8号	平成29年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第9号	平成29年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算	原案可決

「第3次後志広域連合広域計画」を策定しました。

「第3次後志広域連合広域計画」は、平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間とし、効率的かつ効果的な事務を行っていくため、関係町村との連携強化を図り、地域の一体的・総合的な発展を目指す後志広域連合の将来展望を見据えた計画として策定しました。

この「第3次後志広域連合広域計画」を運営指針として、地方自治法で定められる住民福祉の増進と最小の経費で最大の効果を上げるよう取り組むとともに、広域行政施策の推進を図り、関係町村の発展を目指します。

介護保険料の滞納を減らす取り組みをしています!!!

=介護保険課からのお知らせ=

後志広域連合では、介護保険事業を安定して運営するために歳入の確保は必要不可欠であることから、介護保険料の収納率の向上に取り組んでおり、様々な収納対策を実施しています。

過去3年間の介護保険料の収納率は次のとおりです。

25年度…98.1% 26年度…98.0% 27年度…98.3%



◇口座振替の推進を行っています。

口座振替にすると納め忘れの心配もなく、一度手続きすることで毎年自動的に継続されます。

口座振替の手続きは、指定の金融機関窓口で申し込むことができます。



用意するもの



納付通知書



印鑑・通帳

◇文書による指導や納付相談を行っています。

□督促状の送付

納期限までに納付が無い場合、督促状を送付しています。

また、長期間納付されない場合、その期間に応じて延滞金が加算されることがあります。



◇滞納処分を実施しています。

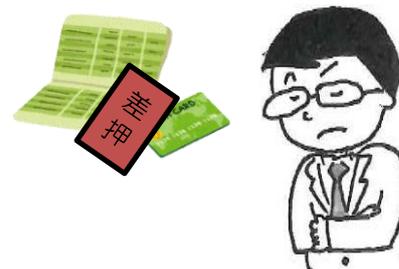
負担の公平性を確保するため、資力があるにもかかわらず介護保険料を滞納し続けている方に対して滞納処分を行います。

滞納処分とは、滞納者の資産・財産などを差押え、公売などにより換金して滞納している保険料に充てることをいいます。

□平成28年度（平成29年2月末現在）に実施した滞納処分の実績は、次のとおりです。

- ・ 差押金額 1,491,668円※延滞金含む

今後も、資力がありながら納付をしない、あるいは納付相談等に応じない滞納者に対しては、負担の公平性や均衡を図るために滞納処分を行います。



〇お問い合わせ 介護保険課 TEL0136-55-8013